



## つむぎだより No.53

### =効率化=

皆様、夏休みはいかがでしたでしょうか？今年、長いお休みのところもあれば、短いところもあったりと会社によって様々だったようです。

当方のお盆休みは、8月10日から8月15日でしたが、業務の都合でどうしても全員が長く休むことは難しく、出社せざるを得ないスタッフもいました。

この状況を改善すべく、この数か月、スタッフで協力しあい、業務の整理や見直しを進めている最中です。もちろん、業務自体は変わらないのですが、「見える化」を進めたり、仕事の段取りを整えることで、「担当者しか分からないこと」が少しでも減るように工夫しています。

徐々に効果が見えてきているので、引き続き効率化を進めていく所存です。 (えむ)



★2024年9月号

## 1、最低賃金をめぐる動向等

### ◆「最低賃金」制度の概要

「最低賃金」は、最低賃金法に基づき国が定めるもので、使用者は、労働者にその金額以上の賃金を支払わなければなりません。都道府県別に最低賃金が定められており、この地域別最低賃金以上の賃金を支払わない場合は罰則が科せられるのが、原則です。

### ◆2024年度改定の流れ

2024年度の最低賃金について、厚生労働省の中央最低賃金審議会は7月25日、目安額を全国平均で時給1,054円とする答申を行いました。引上額の目安は、50円となり、1,000円の大台に乗った2023年度の額を超え、4年連続で過去最大の引上額となりました。

この答申を参考として、各地方最低賃金審査会で調査審議のうえ、答申を行い、各都道府県労働局長によって、地域別最低賃金額が決定されます。

例えば、東京都の最低賃金については、8月5日に東京地方最低賃金審議会が、東京労働局長に対し時給1,163円に改正することが適当である、との答申を行いました。例年、10月上旬～中旬に各都道府県の地域別最低賃金が発効します。

### ◆昨今の賃金事情との乖離

法律上の最低賃金額はこのように改定されますが、すでに社会的な人手不足等により、各業界におけるパートタイム労働者等の時給は上昇しています。

厚生労働省「毎月勤労統計調査 令和6年6月分結果速報」によると、パートタイム労働者の時給はすでに平均1,338円で、前年同月比4.9%増となっています。

各企業においては、今一度自社の賃金の確認を行ってください。なお、給与制度や給与規程等を変更する際には手続き・届出が必要になります。ご検討の際には弊社にご相談ください。

【厚生労働省「最低賃金に関する特設サイト」】

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/>

### \*令和6年度の最低賃金\*

関西の主な都道府県の答申改定額は以下の通りです。

|       |        |
|-------|--------|
| ・大阪府  | 1,114円 |
| ・兵庫県  | 1,052円 |
| ・京都府  | 1,058円 |
| ・滋賀県  | 1,017円 |
| ・奈良県  | 986円   |
| ・和歌山県 | 980円   |

関東、東海、他地域(ご参考)

|       |        |
|-------|--------|
| ・東京都  | 1,163円 |
| ・神奈川県 | 1,162円 |
| ・静岡県  | 1,034円 |
| ・愛知県  | 1,077円 |
| ・三重県  | 1,023円 |
| ・沖縄県  | 952円   |

## ＝季節のコラム＝

例年になく残暑が厳しい今年。夏バテで食欲がない時、『ネバネバ』野菜はどうでしょうか。

モロヘイヤやナガイモも『ネバネバ』野菜ですが、「オクラ」は栽培が比較的容易で歴史も古く、エジプトではすでに紀元前元年ごろから栽培されていたようです。アメリカへは18世紀に伝わり、日本へは幕末にアメリカから入ってきましたが、一般家庭の食卓に並ぶようになったのは1970年頃から。それまでは、おもに芙蓉のような花を鑑賞するのが目的で、第二次大戦中は完熟した種子をコーヒー豆の代用にすることもあったそうです。

『ネバネバ』のぬめり成分には、胃の粘膜を保護し、消化を助ける働きがあるので、夏バテの予防にうってつけです。 (鹿島)



### 社会保険労務士法人つむぎ

〒540-0012

大阪市中央区谷町2丁目1番22号

フェアステージ大手前ビル7階

電話: 06-4397-3358

FAX: 06-4397-3359

Email: info@sr-tsumugi.or.jp

営業時間

平日 9:00～18:00

## 2、『協会けんぽ』保有情報の確認

### ◆協会けんぽから書類が届きます

令和6年12月2日より健康保険証の新規発行が終了となり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。それに先立ち、『協会けんぽ』では、令和6年6月7日時点の加入者(被保険者)情報及び登録されているマイナンバーを各加入者に確認してもらうため、9月9日より9月30日にかけて、「資格情報のお知らせと加入者情報」を各事業所へ送付する、との発表がありました。(令和6年6月10日以降加入者分は令和7年1月22日から送付予定)

### ◆ご対応いただくこと

「資格情報のお知らせと加入者情報」が事業所に届いたら、事業主は、個人ごとに封入されている「資格情報のお知らせと加入者情報」を被保険者本人に配付してください。扶養家族分の封筒もありますので、家族分も一緒に被保険者へ配付します。

被保険者は、マイナンバーがきちんと登録されているかを下4桁で確認するとともに、その他の協会けんぽが保有している情報に不備や誤りがないかを確認してください。

マイナンバーが登録されていない場合は、同封の返信用封筒にてマイナンバーの届出をお願いします。その他の不備や誤りがあれば、被保険者本人が直接『協会けんぽ』に連絡する形になります。

『協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル』が開設されてますので、ご不明な点がございましたら、ご利用下さい。

0570-015-369

(8:30-17:15 土日祝除く)



## 3、今月のおすすめ本

今月は「このプリン、いま食べるか？ガマンするか？」(著者:垣内尚文 出版:飛鳥新社)をご紹介します。

「時間の考え方、活用の仕方」が書かれている本ですが、ビジネスのことばかりではなく、自身の一生を考えたときに、時間の使い方について参考になることが書かれています。

「忙しい」ではなく、「充実している」に変化させていく方法や、時間を分けて考えて整理すること、お金の使い方についても書かれています。気になるところを切り取って、ご自身の考え方にプラスされても良いのではないのでしょうか。

私たちは、何歳まで生きるかわかりません。明日死ぬかもしれませんし、長生きするかもしれません。後悔しないよう、楽しく人生を送りたいものですね！！

(川東)

